

# 令和5年度認定こども園訪問実施要項

秋田県教育庁幼保推進課

## 1 目的

認定こども園に、幼保推進課、北教育事務所、南教育事務所の指導主事及び幼保指導員等が訪問し、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び「学校教育の指針」等を踏まえた助言等を行い、質の高い教育・保育の充実を図る。

## 2 対象

中核市を除く市町村の認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型）で、認可・認定後2年目以降の認定こども園訪問を希望する施設（認可・認定後初年度の園は、認定こども園サポート事業としての訪問を実施）

## 3 訪問回数

年度内1回とし、原則として要請訪問と重複することはできない。  
（複数回の訪問が必要な場合は、各地区の担当と相談すること）

- ・年度内に1回とする。
- ・認定こども園訪問に加え園支援訪問を希望する場合は、希望調査票に記入する。  
（詳しくは園支援訪問実施要項参照）

認定こども園訪問に加えて「園支援訪問」を活用することができます。

認定こども園訪問と園支援訪問の活用により、複数回の研修が可能となり、各園の御希望に応じて、保育者の専門性の向上、研修機会の充実につなげていくことが期待できます。

例えば、下記のように二つの訪問を構成し、園支援訪問は、半日での実施、内容を絞っての実施など、柔軟に活用することが可能です。

6月 認定こども園訪問（一日）

- ・保育参観
- ・研究協議 指導・助言
- ・運営説明
- ・園運営や保育に関する相談

+

10月 園支援訪問

- 例：今年度の重点についての研修（半日）
- 例：研修計画や研修の進め方（半日）
- 例：キャリア別研修（半日）
- 例：保育指導（6月からの変容）（一日）
- 例：団体研修会での発表の指導（半日）
- など園の希望に基づき内容を絞る。

## 4 内容

### (1) 保育参観

主に、次の視点を以て訪問者が保育を参観する。

- ①乳幼児理解を踏まえた子どもへの関わりや適切な環境の構成及び再構成について
  - ②週日案のねらいにせまるための保育者の関わりや環境の構成について
  - ③年間指導計画、月案等に基づいた、意図的・計画的・系統的な保育の展開について
- ※各園は指定保育を公開し、園内職員も公開保育の参観を行った上で午後の協議に参加のこと。指定保育の数は、原則として1クラスから2クラス（年齢）程度とするが、園の規模等により全クラスの保育指導を希望する場合は、各地区の担当と相談すること。

## (2) 資料閲覧

次のものは当日閲覧できるよう準備すること。

- ①年間指導計画
- ②デイリープログラム
- ③小学校との連携に関する計画
- ④教育保育従事職員の研修計画
- ⑤子育て支援事業の実施計画
- ⑥安全に関する計画
- ⑦保健に関する計画
- ⑧学校評価に係る資料
- ⑨特別支援教育に関する計画
- ⑩食育に関する計画

## (3) 運営説明

施設長等は、認定こども園訪問 様式3に記載の上、以下について説明のこと。必要に応じて、これに係る資料を添付すること。

- ①園目標に向けた園運営について
- ②令和5年度の県の重点に係る取組状況について
  - ア) 教育・保育の質的向上を図る組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントの推進
  - イ) 乳幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向けた教育・保育の一層の充実

## (4) 協議について

次のことに留意すること。

- ①各保育者により、乳幼児期に育みたい資質・能力を踏まえ、子どもの育ちを支える視点で振り返り（生活や遊びの流れ、ねらい、手立て等）を行う。
- ②各園の課題等に即した協議題に基づき、園の研修リーダー等が進行役となり、グループ協議等を行う。

## 5 申込み等について

### (1) 実施期間

原則としてⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期（地区により期が違ふ）に実施する。園の事情等で、期間内に認定こども園訪問を実施できない場合は、幼保推進課（中央地区）・当該教育事務所（北・南地区）と日程を調整する。

### (2) 希望調査票の提出

各園は、各地区の「調整用カレンダー」を参考に、別紙1「希望調査票」に訪問希望日等を記入し、申込期間内に幼保推進課（中央地区）、当該教育事務所（北・南地区）へ、FAXで提出する。

◇申込期間 令和5年4月3日（月）～4月7日（金）午後5時（必着）

◇申込み先 北地区：北教育事務所総務・幼保推進班 担当行(FAX 0186-62-1219)

中央地区：幼保推進課 指導班 担当行(FAX 018-860-5850)

南地区：南教育事務所総務・幼保推進班 担当行(FAX 0182-33-4904)

## 6 決定通知の送付

幼保推進課（中央地区）、当該教育事務所（北・南地区）は、訪問期日及び訪問者等を調整後、希望する各認定こども園に5月中旬までに決定通知を送付する。

## 7 訪問者について

原則として、指導主事及び幼保指導員等が2～3名で訪問する。

## 8 訪問に当たって

### (1) 日程

各園が立案し、訪問日の2週間前までをめぐり、幼保推進課（中央地区）・当該教育事務所（北・南地区）と調整の上、決定する。

### (2) 提出資料等について

○次のものは、様式1により訪問日の2週間前必着で、訪問者の所属先に電子メール（郵送でも可）で提出する。

・令和5年度認定こども園訪問について（依頼）

○次のものは、様式2により訪問日の7日前必着で、訪問者の所属先に郵送する。  
訪問に係る資料①～⑥は、訪問者数分送付する。

〈訪問に係る資料〉

- ①当日の日程・内容・協議題、協議参加者名簿等
- ②令和5年度認定こども園訪問参考資料（認定こども園訪問 様式3）
- ③全体的な計画
- ④研究計画
- ⑤当日の指導計画（指導案、月案、週案等）
- ⑥園要覧

### (3) 提出先について

様式1、様式2及び訪問に係る資料は、下記に提出する。

北地区：北教育事務所 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76-1  
E-mailアドレス：Kitakyouikujimusho@pref.akita.lg.jp（1：エル）

中央地区：幼保推進課 〒010-8580 秋田市山王3丁目1-1  
E-mailアドレス：youho@mail2.pref.akita.jp（1：エル、2：数字）

南地区：南教育事務所 〒013-0022 横手市四日町3-23 横手市水道庁舎3階  
E-mailアドレス：Minamikyouikujimusho@pref.akita.lg.jp（1：エル）

\*電子メールでの提出時の件名「認定こども園訪問【□□園】」と御記入願います。

## 9 その他

本訪問を就学先の小学校及び近隣の幼稚園・保育所・認定こども園等にも案内し、保育参観や協議等への参加を受け入れることにより、小学校等との連携の充実に向けた積極的な取組をお願いいたします。